

太田市ポイ捨て防止推進員設置要綱

平成17年3月28日

(設置)

第1条 ポイ捨てを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するために、太田市ポイ捨ての防止に関する条例（平成17年太田市条例第183号。以下「条例」という。）に基づき、太田市ポイ捨て防止推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 推進員は、条例第12条に基づき、ポイ捨て防止重点地区に指定された地区に居住する市民で、環境衛生に理解があり、当該地区の区長が推薦する者を市長が委嘱する。

(活動内容)

第3条 推進員は、次に掲げる事項を当該地内の太田市環境保健委員長及び環境保健副委員長（以下「指導員」という。）と連携し行う。

- (1) ポイ捨て防止に関する啓蒙啓発に関する活動
- (2) ポイ捨て防止のための活動方針の作成に関すること。
- (3) その他ポイ捨て防止の推進に有効な活動

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(腕章の着用)

第5条 推進員は、ポイ捨て防止の活動を行う際には、市が貸与する腕章を着用しなければならない。

(解任)

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 当該地区内から転出したとき。
- (2) 辞任の申出があったとき。
- (3) 重点地区が解除されたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 推進員は、前項の規定により委嘱を解かれたときは、直ちに腕章を市長に返還しなければならない。

(会議)

第7条 市は、指導員と推進員との情報交流を図り、ポイ捨てに関する理解を深めるため、意見交換会又は研修会を開催する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。